

公益社団法人 沼田市シルバー人材センター
役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人沼田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(意義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- (1) 役員には、報酬、賞与及び退職手当は支給しない。但し、常務理事が事務局長を兼務する時は、職員給与規定に基づく「賞与」を支給する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事を兼務する常勤の正職員においては、職員給与旅費規程及び職員退職金規程により支給する。以下、第4条、第5条、第6条において同じ。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬月額等」に定める範囲内として、理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬月額の支給日は、毎月の末日までに、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支給するものとする。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当って負担した費用については、別表2に基づき遅滞なく支払うものとし、ただし前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の執行に伴う関係法律の整備等に関する

法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から執行する。

附則

この規程は、平成24年7月1日より適用する。

附則

この規程は、令和7年6月23日より適用する。

別表 1 常勤役員の報酬月額等

(1) 常勤役員	月額 250,000円以内

別表 2

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用
実 費